

お客様各位

## キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

平素は淡路信用金庫をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

兵庫県をはじめ全国的にキャッシュカードによる振込に不慣れな高齢のお客様を ATM に誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」「振り込め詐欺」等が急増しており、今後も被害の拡大が懸念されております。

当金庫では兵庫県警等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ、こうした被害を未然に防止するため、下記のとおり、キャッシュカードを利用した ATM でのお振込みを一部制限させていただくことといたしました。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対応ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### (1) 対象となるお客さま

平成 29 年 9 月 30 日以降の毎月、月末時点において次の項目に該当する口座をお持ちのお客さまが対象となります。

① 70 歳以上のお客さま

かつ

② 当金庫および他金融機関の ATM において当庫キャッシュカードにより  
過去 3 年以上お振込みの利用をされたことがない口座のお客さま

#### (2) 制限の内容

当庫キャッシュカードを利用したお振込みができなくなります。

(振込限度額を「0円」とさせていただきます)

#### (3) 対応開始時期

平成 29 年 10 月 20 日 (金)

#### (4) 上記のお客さまがキャッシュカードによるお振込みを希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し付けください。ご本人さま確認のうえお振込みできるよう変更させていただきます。

#### (5) その他

キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来通り可能です

以上